

2022年2月15日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿  
内閣府特命担当大臣 若宮 健嗣 殿

首都圏青年ユニオン  
(東京公務公共一般労働組合 青年一般支部)  
事務局長 尾林 哲矢  
東京地方労働組合評議会  
副議長 柴田 和啓

## 要請書

2022年2月1日、厚生労働省より「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が発表されました。そのうちの職業安定法の改正により、これまでその事業の法的な位置づけがなかった求人メディア等を、「募集情報等提供事業者」の定義に含み、「募集情報等の正確性や最新性を保つための措置、個人情報保護、苦情処理体制の整備等を義務づけるとともに、現行の助言・指導に加え、改善命令等の指導監督を可能とする。」としています。こうした法改正がなされること自体は前進であると考えますが、具体的にどのような事項を求人メディア等に義務付けるのかは明確に示されておりません。

つきましては、現在当ユニオンが取り組んでいる株式会社フロンティアの事例（以下、「当該事例」とします。）について情報提供を行い、当該事例について行政機関として適切な措置をとっていただきたく要請すると同時に、当該事例を参考に、職業安定法の改正をより実効性が確保されたものとするよう要請致します。

### 1. 当該事例について（事例の詳細は別紙）

株式会社フロンティアは、未経験のシステムエンジニア。志望者を、求人情報サイト「Indeed」に求人情報を掲載することで募集しています。同社は自社が運営するプログラミング・スクールの受講を内定の条件としており、15万円から60万円までの求職者ごとに異なる金額を請求し、支払わせています。しかし、プログラミング・スクールはカリキュラムもなければ、SEの技能を身に着けるような内容の講習はありませんでした。また、雇用契約締結後も求人と異なり労働者は社会保険にも加入できない、残業代が支払われていないなどの問題もあります。

当ユニオンが団体交渉を申し入れたところ、同社は無視を続け、さらには別の企業を設立して同様の募集行為、詐欺行為を行っています。また渋谷労働基準監督署に申告をしますが、問い合わせにもなかなか応じないため時間がかかっているうえ、12月には労基法第37条違反の点で是正勧告が同署によりなされておりますが、未だに支払はありません。

そこで、消費者庁に対して、未だに同社からプログラミング・スクールの代金が返金されていない者に返金がなされるよう具体的な措置を要請致します。また、厚生労働省に対して、現在東京労働局の需給調整事業部は当事者からの申告を11月に受理しておりますが、同社が著しい不正行為を繰り返している悪質性を鑑みて、行政として告訴・告発を行うよう要請致します。

### 2. 職業安定法改正に際して求人メディアに義務付けるべき措置

当該事例の他、民間求人サイトに掲載されている募集を見て応募した求職者から、「試

用期間ありの正社員（無期雇用）求人に応募したが、契約書を締結する際には『試用期間は3か月の有期雇用とする』と記載されており、有期雇用として働き始めることになった。「求人票に月給が記載されていたが、実際には固定残業代が含まれており基本給の額が低かった」といった相談が絶えず寄せられています。

厚生労働省に対して、「1」の当該事例が生じていることや、求職者からの相談が絶えない状況を鑑みて、以下のような事項を求人メディアに義務付けるよう要請致します。

- (1) 以下の点について、求人情報を掲載する際に求人メディアが求人者に対して確認するよう義務付け、確認できない場合には求人情報の掲載を行わないようにすべき。
  - ①求人者の登記簿の存在
  - ②求人者の雇用保険適用事業所番号、もしくは労働保険番号の存在
  - ③求人者が営む事業の許可等の存在
  
- (2) 求人メディアは、求人者に以下の事実がある場合には求人情報の掲載を行わないよう義務付けるべき。
  - ①求人者が、悪質な労働法違反を繰り返している事実
  - ②求人者が、過去に求職者から募集情報の内容が実際の契約内容と異なるとのクレームがあり改善されていないという事実
  
- (3) 掲載する求人情報は、ハローワークにおいて掲載されている求人票の記載事項に準ずるものとするよう義務付けるべき。
  
- (4) 求職者から、掲載している求人情報が事実と異なるとのクレームを受けた場合には直ちに調査を行い、掲載を取りやめることを義務付けるべき。

以上